

第4章 ビジョンの推進

- 1 重点的な取組の進め方
- 2 継続的な取組の進め方

このビジョンを着実に効果的に推進するために、基本方針ごとの施策の進め方を庁内関連部局間で協議するなど、連携を密にし、景観をキーワードにした戦略的な地域再生、持続的な地域づくりに向けて全庁的に取り組むことで、効果的な施策の実施を図ります。

施策の推進管理については、毎年、関連施策との連携及び実施内容を取りまとめて進捗状況を確認していきます。

なお、この取りまとめた結果は、北海道景観審議会に報告してご意見等をいただきながら取組に反映していくことにより、効果的に施策を推進していきます。

1 【重点的な取組】の進め方

基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

○関連施策との連携による景観づくり

- ◆ 庁内の関係部局との連絡調整会議等により情報共有し、庁内における景観への意識を高めます。
- ◆ 北海道の景観の魅力を情報発信することにより、景観への意識を高めることで、協働と連携を促進します。

○観光振興につながる景観づくり

- ◆ 観光産業と地域との連携・協働による景観づくりを促進します。
- ◆ 北海道遺産※構想の推進などによる、北海道の歴史や文化を活かした景観づくりを促進します。
- ◆ 日々の暮らしを豊かにし、人々の交流や、訪れる人に感動を与える花を活かした景観づくりを促進します。
- ◆ グリーンツーリズム※、マリンツーリズム※の推進が図られるよう、美しい農村・漁村の景観づくりを促進します。
- ◆ 北海道の気候風土や文化を活かした景観づくりを促進します。
- ◆ ドライブ観光の推進が図られるよう沿道景観づくりを促進します。

○「食のブランド・北海道※」につながる景観づくり

- ◆ 漁業、農業、加工業等を営む地域がもたらす良好な景観に、生産者及び消費者が気づくための啓発を促進します。
- ◆ 美しい漁村、農村、山村、まちなみ、海岸、河川及び湖沼などの景観の維持、保全を促進します。
- ◆ 市町村の景観農業振興地域整備計画の策定を促進し、美しい農村景観づくりの連携を強化します。

- ◆ 環境と調和した漁業、農業、加工業等の生産を通じた美しい景観の創出・保全を促進します。

○景観資源の維持・保全・再生等

- ◆ 市町村が取り組む空き家対策等が、円滑に推進できるよう情報発信や相談対応等などの支援を行います。
- ◆ 空き家等の活用や適正管理の推進に向けて、道民等への周知・啓発を行います。
- ◆ 空き店舗・空き地の有効活用への取組を支援し、賑わいがある中心市街地の創出を促進します。
- ◆ 自然公園等の豊かな自然景観の維持・保全を促進します。
- ◆ 森林の適切な整備による緑豊かな森林景観づくりを促進します。
- ◆ 環境保全の取組による環境と共生した景観づくりを促進します。
- ◆ 省エネ、地産地消※、リサイクルなど資源の有効利用が進められたクリーンな大地を活かした景観づくりを促進します。
- ◆ 優良田園住宅の推進などによる、豊かな田園景観づくりを促進します。
- ◆ 文化的・歴史的建造物の維持・保全・再生や史跡、名勝、天然記念物など※の文化財の保存・活用による景観づくりを促進します。

○北海道公共事業景観形成指針※に沿って推進する良好な景観づくり

- ◆ 無電柱化による景観の保全を促進します。
- ◆ 誰もが景観を楽しむことができる展望地、道路や遊歩道からのビューポイント※など、優れた視点場の維持・保全等を促進します。
- ◆ 北海道景観計画※に定める景観重要公共施設※においては、地域の景観づくりに配慮しながら事業を促進します。
- ◆ 自然やまちなみ景観を生かした都市公園、街路などによる市街地の景観づくりを促進します。

2 【継続的な取組】の進め方

基本方針2 一体性と連続性のある広域景観づくり

○景観法※に基づく行為の届出制度の活用

- ◆ 景観法※に基づく行為の届出制度など、各種法令・条例に基づく手続きを通じて、質の高い景観への誘導を行います。
- ◆ 北海道景観条例に基づき、良好な景観の形成を著しく阻害していると認められる建築物等への必要な措置を行います。

○広域景観形成推進地域※の指定を促進

- ◆ 地域ブランドの創出など、広域景観づくりの効果やメリットを道民や事業者、市町村に情報発信し、地域の景観資源について意識の共有化を図るなど、地元の景観づくりに対する機運の醸成を図ります。
- ◆ 北海道の豊かな自然や田園、歴史的・文化的遺産、景観上重要な建造物、樹木などの景観資源や、それらを眺めることができる場所（眺望スポット）などについて情報発信し、広域景観づくりの意識啓発を図ります。
- ◆ 景観法※に基づく建築物等の規制・誘導など、広域景観形成推進地域※において必要な制度が活用できるよう、支援します。
- ◆ 地域の意見を踏まえ、広域景観形成推進地域※の指定を行うとともに、指定地域における景観づくりのルールとなる広域景観形成指針を策定します。
- ◆ 地域における様々な景観づくりの取組との連携を一層進め、広域景観形成推進地域※の活動の広がりや内容の充実を図ります。
- ◆ 広域景観づくりに取り組む市町村や活動団体、公共施設管理者、地域住民等で構成する話し合いの場づくりを推進します。

基本方針3 地域固有の多様な景観づくり

○多様な景観づくりの機運の醸成

- ◆ 世界遺産、日本遺産、北海道遺産※、産業遺産、自然公園、文化財及び歴史的建造物などの景観資源や、それを眺めることができる景観スポットなどの情報発信を強化し、景観づくりへの意識啓発や景観づくりへの参加を促進します。
- ◆ 景観づくりの取組事例について情報発信し、各地域において景観づくりが展開されるよう促進します。
- ◆ 道民が地域の良好な景観の「気づき」を促すためのセミナー等の開催を推進します。

○景観づくりのネットワークを形成

- ◆ 良好な景観形成に向けて、景観づくりに関わる団体や担い手等が活動を広げ、継続していくことができるよう、活動の紹介や情報交換を行うことのできるセミナー等の機会を充実し、情報発信していきます。
- ◆ 国と連携した景観行政団体連絡協議会にて、各団体における取組事例、国の動きなどの情報を共有します。
- ◆ 良好な景観の形成に関する調査や情報収集を行い、効果的な施策の実施に役立てるための情報発信を強化します。

○多様な景観づくりの取組を支援

- ◆ 市町村が、景観法※の活用による良好な景観の形成に向けた施策を進めることができるよう景観行政団体※への移行、景観計画策定などへの助言を行います。
- ◆ 景観法※に基づき指定する景観整備機構※や景観協議会※の設置を促進します。
- ◆ 自然や文化を活かした地域づくりに取り組んでいる団体が、必要に応じて景観づくりに関するアドバイスを受けられる環境を整えます。
- ◆ 景観法※に規定する景観協定※の活用について情報提供を行い、必要な地域において活用が図られるよう促進します。
- ◆ 景観法※を活用した景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を促進します。
- ◆ 市町村で実施する違反広告物の簡易除却（政令市及び中核市を除く全市町村に権限移譲済み。）の取組を支援します。
- ◆ 市町村において、建築物の形態意匠などを制限する景観地区の指定や、屋外広告物に係る地域の自主的なルールを策定できるよう、必要な情報を提供します。
- ◆ 屋外広告物に関する事務処理方法や安全管理等を示したマニュアル等を策定し、屋外広告物事務・権限移譲を受けた市町村に情報提供を行うなど、移譲事務の適切な遂行を支援します。
- ◆ 良好な広告景観を形成するため、市町村の条例、計画等や地域住民による景観づくりの取組との整合性を図りながら、良好な広告景観形成のための地域指定※を行うなど、屋外広告物の規制・誘導を促進します。
- ◆ 地域にあった景観にあわせ、景観法※を活用した建築物などの規制・誘導を促進します。
- ◆ 市町村において、調和が図られたまちなみを形成するため、地区計画などを活用した建築物などの規制・誘導を促進します。

基本方針4 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

○地域の身近な景観づくりの取組を支援

- ◆ 景観を楽しむスポットを歩いて巡るフットパス※や、個人の庭を鑑賞できるオープンガーデン※巡り、まちなかの建物や名所を巡るまちなみ散策など、歩いて景観を楽しむ機会の充実を促進します。
- ◆ 花や樹木を地域の住民が協働で育てる活動を促進します。

○協働の体制づくり

- ◆ 良好な景観の形成に関する活動を支援する景観整備機構※と連携を図り、地域の景観づくりを協働で進める体制づくりを支援します。
- ◆ 北海道景観づくりサポート企業との連携を図り、地域との景観づくりを推進します。

○景観づくりを担う人材の育成

- ◆ 子どもから大人までが様々な場において、地域らしさを活かした景観の維持、保全、創造の大切さを学ぶことができるよう、環境保全や歴史・文化の振興など、良好な景観づくりにつながる様々な分野の学習や体験の機会を充実していきます。
- ◆ 建築士、建設業者、屋外広告物事業者及び造園業者などの専門技術者が、景観デザイン等に関する知識を共有することができるよう、関係団体との連携を図りながら、継続的な学習の機会を持つための仕組みを検討し、専門技術者向けの景観デザインに関する講習会を促進します。
- ◆ フラワーマスター認定制度※を活用し、花のまちづくりの担い手育成を促進します。
- ◆ 屋外広告物講習会の開催などを通じ、屋外広告業者の資質の向上を図るとともに、屋外広告物の製作・施工に関する総合的な知識や技術を有する屋外広告士の養成を促進します。